

【令和元年第5回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和元年12月12日 まちづくり委員長 末永 直

- 「議案第155号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(建設緑政局に関する部分)」

《主な質疑・答弁等》

- * 等々力緑地再編整備計画推進委員会の委員選任に関する区町内会連合会への打診の時期について

市民公募2名の公募選定時期と同様に、本年12月下旬に打診することを考えている。

- * 民間事業者ではなく市が主体的に等々力緑地の再編整備に取り組むことへの考え方について

等々力緑地再編整備計画推進委員会では民間事業者による維持管理についても検討するが、再編整備実施計画の変更内容は市が決定するものであり、従来と同様、市が主体的に再編整備に取り組むことに変わりはない。

- * 同委員会における審議内容と再編整備実施計画の決定との関係性について

同委員会は合議制を採用し、市に答申を行うものであり、答申を一つの知見として捉え、最終的には市が再編整備実施計画の決定を行うものである。

- * 同委員会の委員構成に公民連携の学識経験者が含まれる理由及び当該識者の属性について

民間事業者と連携した本事業の推進の検討に当たっては、全国的に先行事例もあることから、類似した事例に精通している大学教授を選定する予定である。

- * 本事業の推進に当たっての市民意見の聴取及び反映方法について

市民意見は重要であると考えており、関係団体連絡調整会議を設置して利用者の声を聴くとともに、周辺町内会への説明会を行う予定である。説明会での意見については委員会に報告し、答申に向けて反映させる予定である。

《意見》

- * 公園及び公的施設の管理については様々な手法が採られているが、これらは市民の財産であることから、民間事業者任せではなく、市民の声を適切に反映させて行政が責任を持って携わることが重要であると考えている。PPP(公民連携)の手法による運営には反対の立場であるが、等々力緑地再編整備計画推進委員会の設置により様々な知見を得て審議に反映させること自体には賛成であるため、本議案には賛成の立場である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第165号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第166号 川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いざれも川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅について共通の改正内容が含まれているため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 市営住宅における敷金の月数の変更理由及び民法改正との関連性について

敷金の月数については民法に規定がないが、今回の民法改正を踏まえて連帯保証人を廃止することに伴い、未納使用料や原状回復費用を可能な限り回収することができるようになりますに加え、公営住宅法では家賃の3か月を上限として敷金を徴収できるものとされており、他の政令市においても3か月分を徴収している都市が多いいため、敷金を3か月に変更するものである。

* 退去時の費用負担区分について

現行制度では、畳の表替え、ふすまの張り替え等の通常損耗及び経年変化による修繕費用は入居者の負担としており、改正後も引き続き、同様の負担区分としている。

* 迷惑行為に係る法的措置に至る期間及び各手続の判断主体について

迷惑行為の内容により、その把握や事実確認に要する期間、是正指導等の回数も異なることが想定されるため、法的措置に至る期間は内容によって異なるものである。また、各手続の判断については、第一段階である迷惑行為の把握・確認は住宅供給公社及び市営住宅管理課が協議して行い、第二段階のは是正指導は市営住宅管理課、第三段階のは是正勧告はまちづくり局が設置する明渡請求審査会、第四段階の明渡し請求はまちづくり局、第五段階の法的措置は市長が行うものとなる。

* 配慮が必要な入居者に対する関係部局間の連携について

現在も、滞納がある場合や自立した生活ができない場合で福祉的配慮が必要な入居者については、福祉部局等に情報提供して事案ごとに解決を図っている。迷惑行為者に対しても同様に、迷惑行為の事実を認定した時点で、福祉部局等に情報提供し、迷惑行為者の状況を踏まえた迷惑行為のは是正を図るとともに、退去が必要となった場合の転居支援について連携していく予定である。

* 法的措置による退去者への支援について

法的措置により退去を求める場合で、退去者が生活保護受給者や障害者であるなど、特に福祉的配慮が必要な場合には、各区の福祉部署やだいJ O Bセンター等の関係機関と連携し、施設や病院も含めた適切な場所に転居できるよう、退去者の状態に応じた支援をしていく予定である。

* 認知症等の入居者への対応及び要配慮者への本市からの連絡に関する考え方について

現状においても、認知症等の要配慮者については福祉部局と連携して対応しており、今後も引き続き丁寧な対応を行うものである。なお、滞納の場合においては、滞納者の家族への相談や家族そろっての相談を促すよう、対象者以外も含む形で連絡しているところである。

* 迷惑行為の事例、発生件数及び同行為の期間について

平成31年4月時点で、騒音の問題が25件、ごみが10件、暴言等が7件、

その他の行為が47件で合計89件の迷惑行為を確認している。その中には、長いもので5年以上の長期に渡る迷惑行為もあり、これも含め、現時点においても迷惑行為の件数は減少していないと思われる。

《意見》

- * 現状では家賃滞納等に対し明渡し請求がされてきたが、本条例改正により迷惑行為の要件が規定され、迷惑行為者にもその請求の範囲が広がることになる。迷惑行為による居住環境の悪化を踏まえると本条例改正の必要性を理解するものの、退去の際には他局との連携及び福祉的な配慮が十分になされることを求める。また、退去時における通常使用による経年劣化の費用負担について、UR賃貸住宅では退去者負担とならないが、市営住宅等においては、経済的に余裕のない方が多く住む中で退去者負担となることから、生活に支障が生じるおそれがあるため、費用負担の改善をしてほしい。一方で、本条例改正は連帯保証人の廃止、低額の家賃設定となる特定公共賃貸住宅の用途廃止についても提案されており、同改正は従前から求めてきたものであるため、議案2件についてはいずれも賛成の立場である。
- * 認知症等で居住者本人に配慮が必要な際は、市からの通知等の必要な情報については本人のみならず、同居する家族等にも届くような対応をしてほしい。
- * 迷惑行為者及び家賃滞納者の特性を踏まえ、迅速かつ適切に、居住環境の向上に向けた取組の実効性が担保できるよう制度設計し、対応してほしい。
- * 迷惑行為の発生から法的措置に至るまで長い期間を要するが、その間においても迷惑行為の被害者は精神的に苦しい状況が続くため、被害者に寄り添う形で転居支援等の必要な支援を適切に行ってほしい。

《議案第165号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第166号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第170号 都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 契約変更による工事費の推移及び本市の負担額について

契約変更による工事費の増額は約28億円であり、増額分を含めた工事費の総額は約250億円となる。また、工事費に係る本市の負担額は、それぞれ約8億円、約56億円の見込みである。

* 羽田連絡道路の必要性について

成長戦略拠点であるキングスカイフロントと羽田空港跡地地区との一体化を目指し、イノベーションの創出をより強固にする役割や、羽田空港へのアクセス性の向上による市民の利便性の向上、さらに同地区の産業エリアの価値・魅力の向上を果たす役割もあることから、本市臨海部のまちづくりを支える重要な事業であると考えており、その効果の早期実現に向けて取り組んでいる。

《意見》

* 羽田連絡道路の建設はキングスカイフロントにおける税源の培養、雇用の創出につながっておらず、市民の理解を得られるものではないと考えている。工事請負契約の変更による橋りょうの安全性の向上については評価するが、本事業自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第171号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について」

《主な質疑・答弁等》

* 首都高速道路の料金変更に関する広報について

料金変更に関する周知が不足していることは認識している。現在、本市のホームページで幅広く周知しているが、今後も引き続き、首都高速道路株式会社と連携して、丁寧に広報していきたい。

《意見》

* 本事業の主体は首都高速道路株式会社及び国であるが、より適切に広報されるよう、本市としても関係団体と連携して取り組んでほしい。
* 公害で苦しんだ本市としては、臨海部への車両の出入りを減らす取組は重要であると考えている。本条例改正により、横浜環状北西線を経由して臨海部を通行する際の料金は値上げとなるため、同路線の利用者の負担は増加するが、料金の値上げにより別ルートへの交通の分散が図られ、同地域における環境負荷が低減することから、本議案には賛成の立場である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第172号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

* 個人宅内を通る市道路線の廃止による効果について

個人宅内に一般交通として利用できない道路敷地が残っているという状態が、本件路線を廃止することで解消するものとなる。また、用地を売り払うことにより、その用地が土地所有者の財産になることに加え、本市としては売払い収入により歳入が確保されることになる。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第184号 富士見公園の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 収支計画において令和2年度の支出額が増加している理由について

次期指定管理期間からは、新たに指定管理区域に県立図書館跡地が加わるため、

当該地の整備に関する支出が増加するものである。

* 選定評価委員会における次期指定管理予定者への評価について

次期指定管理予定者である株式会社川崎フロンターレについては、自主事業として健康教室やサッカー教室など年間約800件のイベントを行っていることから、イベントに関する評価は高いものとなっている。

* 説明会参加団体が2団体であったにもかかわらず、応募団体が1団体であった理由について

同時期に複数の指定管理者の選定に関する案件があったことから、複数の案件への対応が困難であったことは推察されるが、最終的に応募団体が1団体となつた理由については把握していない。

* 共同事業体の代表者と構成員間の役割分担について

代表者である株式会社川崎フロンターレは富士通スタジアム川崎のイベントや運営を行い、構成員である株式会社東急コミュニティーは公園全般の維持管理を行っている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第185号 川崎市緑化センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 地元企業・団体の活用について

次期指定管理予定者からは、地元造園業者と連携した日本庭園の建設の提案や、同センターの維持管理運営に必要となる物品購入及び人材確保に関しては、市内企業への発注及び地域からの雇用を優先して行う旨の提案があった。

* 次期指定管理予定者の指定管理料の提案額と収支計画における収入額の差について

収支計画における収入額については、本市が指定管理予定者に支払う指定管理料に加え、事業者の自主事業による収入を見込んでいるため、差が生じているものである。

* 指定管理経費に占める本社経費の割合について

指定管理経費に本社経費は含まれているが、割合については把握していない。

《意見》

* 市が補助金を支出する事業においては地元業者の活用が求められているため、その活用の徹底については十分に確認してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第186号 川崎市営霊園の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決